

平成29年12月14日

「平成30年度税制改正大綱」についてのコメント

一般社団法人不動産協会
理事長 菰田正信
(三井不動産(株)社長)

本日決定された「平成30年度税制改正大綱」では、経済の好循環を支える最重要な税制と位置付けていた「土地固定資産税の負担調整措置や条例減額制度」の延長が認められた。現状でも、さまざまな事業者の負担感が大きく、収益力の回復の足取りも一様でない中、地域経済の安定的・持続的成長に資するものと評価している。

また、「居住用財産の買換え・売却に伴う特例」や「新築住宅に係る固定資産税の軽減特例」、「国家戦略特区に係る特例」等、その他の主要な要望についても、延長等が認められた。「車の両輪」としての新築・既存住宅マーケットの活性化や都市の国際競争力強化に資するものであり評価している。

ご尽力頂いた関係各位に対して、厚く御礼申し上げたい。

住宅市場に係る対策については、住宅投資の波及効果に鑑み、これまでの措置の実施状況や今後の住宅市場の動向等を踏まえ、必要な対応を検討することとなったが、住宅が内需の牽引役としての役割を果たせるよう、機動的な対応が講じられることを期待している。

我が国経済の緩やかな回復基調が続く中、今回の税制改正を踏まえ、当協会としても、魅力的なまちづくりや豊かな住生活の実現に向け、経済の力強い成長に貢献して参りたい。

以上